

## 第9回 住民の権利と義務

### 1. 自治法の「権利義務」規定（10条2項）

#### (1)自治体の役務の提供を等しく受ける権利

金銭的扶助、資金貸付け、保険。

公の施設（244条）の利用 ⇨ これは次回

#### (2)負担を分任する義務（10条2項）

地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等の納付

### 2. 選挙制度

#### (1)選挙権

選挙人名簿への登録

外国人参政権の問題 ⇨ これは憲法で

#### (2)被選挙権

議員 25歳以上、都道府県知事 30歳以上、市町村長 25歳以上（19条）

### 3. 直接請求

#### (1)直接参政

##### (a)民意の直接発現

①町村総会 → 議会の代替物

②首長公選制 → 執行機関の選出

##### (b)住民の直接的な政治参加

直接請求、住民投票、住民監査請求・住民訴訟

##### (c)意義

住民自治、代表民主制の補強

#### (2)直接請求制度の歴史

●1946年9月27日の市制・町村制の改正で「直接請求」制を導入

●1947年地方自治法で引き継ぎ

施行令により、署名収集期間を都道府県2か月、市町村1か月に限定

●1948年改正

条例の制定改廃請求の対象から、地方税、分担金、使用料等を除外

●1950年改正

手続規定を詳細化、選挙管理委員会に署名審査権、署名に関する罰則規定

●1969年改正

同一区域内で選挙が行われたときは、政令で定める期間、直接請求のための署名を収集しえない旨の規定が置かれた。

### (3)直接請求制度の分類

#### (a)議会に関わるもの

- ①議会解散請求 (13条1項)
- ②議員の解職請求 (13条2項)

#### (b)執行機関に関わるもの

- ①長の解職請求 (13条2項)
- ②副知事または副市町村長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職請求 (13条2項)
- ③教育委員会の委員の解職請求 (13条3項) ⇒ 地方教育行政法8条に手続の定め
- ④自治法以外の法律に根拠を有する解職請求
  - 農業委員 ⇒ 農業委員会法14条
  - 海区漁業調整委員 ⇒ 漁業法99条
- ⑤事務監査請求 (75条)

#### (c)執行機関を介して議会に関わるもの

- ①条例の制定改廃請求 (74条以下)
- ②合併協議会の設置の請求
  - 市町村合併特例法に基づく制度
  - 2002年住民投票制の導入

## 4. 住民参加と住民投票

### (1)住民参加

#### (a)法律による住民参加の仕組み

行政手続法、環境影響評価法、河川法、都市計画法、廃棄物処理法

#### (b)住民参加条例

#### (c)パブリックインボルブメント

### (2)住民投票

#### (a)課題特定型条例

原発、産業廃棄物処分場など

#### (b)一般手続型条例

住民投票条例、自治基本条例

#### (c)投票結果の法的拘束力